

平成十二年四月七日受領
答弁第一七号

内閣衆質一四七第一七号

平成十二年四月七日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 伊藤 宗一郎 殿

衆議院議員旭道山和泰君提出運転免許証の血液型表示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員旭道山和泰君提出運転免許証の血液型表示に関する質問に対する答弁書

一及び二について

患者への輸血の要否及びその実施方法を医師が決定する場合には、当該決定前に必ず血液学的検査と共に血液型の検査等を実施しているところであり、運転免許証に運転免許を受けた者の血液型を表示することとしても、医療上の有効性は低いものと考えている。

また、都道府県公安委員会が、運転免許証の交付又は更新に当たり、運転免許を受けた者の血液型を正確に把握することは困難である。

以上のことから、運転免許証に運転免許を受けた者の血液型を表示することとするのは困難であると考えている。